平成２２年（フ）第５０７号
宮崎市大字芳士783番地　ルーツヒルズ305号
債務者　ＳＥＡＴＲＥＥこと　梯　　裕介
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１２号
宮崎市矢の先町107番地　サンライズ長友205号、前住所宮崎市清水３丁目９番13号　第５永吉ビル清水ハイツ205号
債務者　飯地　朝子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３５７号
愛知県あま市甚目寺飛殿48番地１　ニューコーポ甚目寺303号
債務者　平田恵美子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７１号
広島県福山市加茂町字中野１丁目70番地　エスポワール中野弐番館201、旧住所広島県福山市神辺町字湯野391番地３　ヴァンヴェールＩＭＡＤＡ201
債務者　川角　　久
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１０３５号
北九州市八幡西区三ケ森２丁目４番30―302号
債務者　藤井　　亮
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０３６号
北九州市八幡西区三ケ森２丁目４番30―302号
債務者　藤井　美恵
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２７３号
青森県八戸市大字鮫町字先祖ケ久保10番地52
債務者　松村　友紀
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２８２号
青森県八戸市大字湊町字鮫ノ口19番地11、前住所群馬県渋川市半田2660番地１
債務者　関口　春輝
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第７２５６号
大阪市旭区高殿６丁目６番６号
債務者　安井　隆二
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６４９号
大阪市港区池島２丁目１番39―104号
債務者　岡本　惠子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６５０号
大阪市港区池島２丁目１番39―104号
債務者　岡本　正則
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８０２号
大阪市港区築港２丁目４番２―1409号
債務者　武智　　洋
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１６９号
大阪府守口市大久保町３丁目25番11号
債務者　山﨑　敏雄
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２３４号
大阪市城東区蒲生２丁目９番15―601号
債務者　稲垣　友悟
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３３８号
大阪府豊中市北緑丘２丁目１番22―812号
債務者　野﨑　通子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５０４号
大阪府豊中市熊野町４丁目１番17号
債務者　山田　広司
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５５５号
大阪府吹田市原町２丁目19番５号
債務者　本庄　由紀（旧姓岩井・干野・原田）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部